

西都市建設工事等競争入札参加者資格に関する要綱の改正について

下記のとおり資格要綱を改正します。

なお、平成21年7月1日以降に入札を実施する案件より適用します。

改正内容

等級(格付)の見直し(要綱第3条関係)

業種区分	特A・A	B	C	D
土木一式工事 (万円)	2,000以上	1,300以上 2,000未満	800以上 1,300未満	800未満
建築一式工事 (万円)	6,000以上	2,000以上 6,000未満	1,000以上 2,000未満	1,000未満

管工事、電気工事、舗装工事については等級区分を廃止します。

指名基準(要綱第7条関係)

建設業者等

設計金額	指名数
1,000万円未満	5人以上
1,000万円以上5,000万円未満	6人以上
5,000万円以上	7人以上